

令和5年度 委託研究契約FAQ 主な改訂事項リスト

改訂日：令和5年12月18日

機関区分/質問番号		変更後	変更前	
大学等	企業等	質問	回答	
4021	4021	④その他 経費 軽減税率が適用される取引を行った場合、委託研究費に含まれる消費税の税率（10%）と軽減税率（8%）との差によって生じる差額の納付が必要と考えられるが、この場合に当該差額分を消費税相当額として直接経費に計上可能か。	直接経費を軽減税率が適用される取引に使用した場合、不課税取引等（不課税・非課税取引）を行った場合と同様に防災材料から受け取る消費税額と、各研究機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じることとなるため、その差額に相当する消費税は各研究機関より納付が必要となります。このため、上記の消費税相当額について、別途直接経費に計上することが可能です。 ※費目「その他」に「軽減税率差額」という品目名を使用して計上してください。	(新設)
4022	4022	④その他 経費 令和5年10月より施行した「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）に伴い、免税事業者等と取引をした場合に、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置適用（※）部分を除いた分は仕入税額控除ができない。この場合に、当該分の消費税相当額を直接経費に計上可能か。 ※適格請求書等保存方式開始後、6年間（令和5年10月から令和11年9月までの間）は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。（令和5年10月1日時点）	インボイス制度の開始後、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができませんので、その場合に、当該の消費税相当額を計上いただくことは可能です。 ただし、経過措置の適用により控除される金額は除きます。 また、免税事業者等である個人への謝金のうち消費税課税対象取引であるが経過措置適用対象の請求書が発行されない場合についても消費税相当額の計上は可能です。 計算例) ○経過措置が適用される場合 免税事業者等との取引額 110,000円（消費税率10%、経過措置により80%控除される場合） 消費税相当額 $110,000 \times 10 / 110 \times 0.2 \times 110 / 100 = 2,200$ 円 ①取引額のうち消費税額 $110,000 \times 10 / 110 = 10,000$ 円 ②上記のうち経過措置が適用されない金額 $10,000 \times 0.2 = 2,000$ 円 ③受け取った委託研究費は総額が課税対象であるため②で算出した額に消費税額を追加計上 $2,000 \times 110 / 100 = 2,200$ 円 ※費目「その他」に「インボイス影響額-経過措置の適用：有」という品目名を使用して計上してください。 ○経過措置が適用されない場合（経過措置適用対象の請求書が発行されない場合を含む） 免税事業者等との取引額 110,000円 消費税相当額 $110,000 \times 10 / 110 \times 110 / 100 = 2,200$ 円 ①取引額のうち消費税額 $110,000 \times 10 / 110 = 10,000$ 円 ②受け取った委託研究費は総額が課税対象であるため①で算出した額に消費税額を追加計上 $10,000 \times 110 / 100 = 11,000$ 円 ※費目「その他」に「インボイス影響額-経過措置の適用：無」という品目名を使用して計上してください。	(新設)

※上記の他、文意に大幅な変更のない修正やURLの更新等があります。

令和5年度 委託研究契約FAQ 主な改訂事項リスト

改訂日：令和5年7月1日

機関区分/質問番号		変更後		変更前		
大学等	企業等	分類	質問	回答	質問	回答
1001	1001	①物品費	書籍について、例えば化学英語の辞典や英和・和英辞書などは直接経費として支出できるか。	当該書籍が、他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。しかし、当該書籍が委託研究に直接的に必要であり、当該委託研究に専ら使用されるものであれば、汎用的な辞典や辞書であっても、直接経費から支出することは妨げません。なお、学生の教育的、あるいは個人のスキルアップを目的とする支出を直接経費から行うことは出来ません。	書籍について、例えば化学英語の辞典や英和・和英辞書などは直接経費として支出できるか。	当該書籍が本委託研究に直接的に必要であれば、汎用的な辞典や辞書であっても直接経費から支出することは妨げません。なお、学生の教育的、あるいは個人のスキルアップを目的とする支出を直接経費から行うことは出来ません。
1009	1009	①物品費	発注から納品まで相当の期間を要する研究設備について、当事業年度に発注の上、翌事業年度に納品とすることは可能か。また、納品検収は翌事業年度となるが、当事業年度に前払いした場合は当事業年度の直接経費へ計上してよいか。	委託研究契約が複数年度契約の場合は、契約期間の範囲内で、年度跨りの調達等の契約が可能です。（但し、承認済みの研究開発実施計画書に基づく調達であることが前提となります。）また、事前に前払いした場合であっても、当事業年度に納品検収ができない場合は当事業年度の直接経費に計上することはできません。納品検収後に計上してください。 なお、後年度負担額について、委託研究契約上の特約条項により、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合、防災科研は委託研究費の減額又は本契約の解除を行うことができるとされています。例えば、ステージゲート評価等により当事業年度内に研究を中止することが決定された場合には、複数年度契約の期間中であっても研究契約の解除等の措置を取らざるを得ない場合がありますので、ご注意ください。 また、研究進捗状況等により後年度の予算が変更となることもありますので、ご注意ください。	発注から納品まで相当の期間を要する研究設備について、当事業年度に発注の上、翌事業年度に納品とすることは可能か。	委託研究契約が複数年度契約の場合は、契約期間の範囲内で、年度跨りの調達等の契約が可能です。（但し、承認済みの研究開発実施計画書に基づく調達であることが前提となります。） なお、後年度負担額について、委託研究契約上の特約条項により、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合、防災科研は委託研究費の減額又は本契約の解除を行うことができるとされています。例えば、ステージゲート評価等により当事業年度内に研究を中止することが決定された場合には、複数年度契約の期間中であっても研究契約の解除等の措置を取らざるを得ない場合がありますので、ご注意ください。
1010	-	①物品費	委託研究専用の実験室内における以下の工事費用を直接経費から支出することが可能か。 エアコン撤去・新設工事（装置維持のための空調管理のため） ドア防音工事（騒音防止や装置への振動防止）	環境整備に係る費用は、原則的に間接経費等からの支出となります。ただし、当該実験室が、委託研究のために専ら使用される場合には、研究を推進するにあたり、最低限必要な建物付帯設備や備品の設置・整備・改造費用は直接経費から支出することが可能です。 福利厚生や職場環境の向上を主目的とする場合、直接経費への計上は認められません。資産として計上すべきものは「物品費」、そうでなければ「その他」経費から支出してください。	委託研究専用の実験室内における以下の工事費用を直接経費から支出することが可能か。 エアコン撤去・新設工事（装置維持のための空調管理のため） ドア防音工事（騒音防止や装置への振動防止）	環境整備に係る費用は、原則的に間接経費等からの支出となります。ただし、本委託研究専用の実験室として、最低限必要な建物付帯設備や備品の設置・整備・改造費用は直接経費から支出することが可能です。 福利厚生や職場環境の向上を主目的とする場合、直接経費への計上は認められません。資産として計上すべきものは「物品費」、そうでなければ「その他」経費から支出してください。
1012	-	①物品費	共用使用および合算購入の対象となる「研究設備・機器」の定義は、何か定められているか。例えば、PCやプリンタは対象となるか。	試薬、材料等の消耗品は対象外となりますが、それ以外について、対象に係る防災科研としての定めはありません。「研究設備・機器」の定義は各研究機関の定めによります。		(新設)
-	1013	①物品費	当事業年度に検収した物品等を当事業年度中は仕掛品として管理し、翌事業年度に完成品を固定資産として計上する場合、当事業年度においては資産取得を防災科研に報告しなくてもよいか。	当事業年度は仕掛品で管理し、翌事業年度以降に完成させた物品を自社で固定資産等として利用する場合、建設仮定等との対応が必要になりますので、事前に防災科研へ相談してください。		(新設)
2003	2003	②旅費	本委託研究への一時的参加者（被験者やフィールドワークの協力者等）に旅費を支払う場合に、研究開発実施計画書記載の研究参加者である必要があるか。	研究協力者として参画する場合は、一時的であるかどうかに関わらず、研究開発実施計画書（様式G-2）への登録が必要となります。	本委託研究への一時的参加者（被験者やフィールドワークの協力者等）に旅費を支払う場合に、研究開発実施計画書記載の研究参加者である必要があるか。	直接経費で旅費を支払う場合は、原則として、その支出対象が「研究開発実施計画書に記載された研究参加者である」という要件を満たす必要があります。
3002	3002	③人件費・謝金	直接経費で雇用する者の人件費として計上可能な項目は、下記のうち、いずれか。 1. 諸手当 ・扶養手当、時間外勤務手当、家賃補助、通勤手当、勤務地加算 2. 社会保険料等 ・健康保険、介護保険、厚生年金、企業年金、雇用保険、児童手当 当拠出金、労災保険 3. 雇用時の付帯費用 ・赴任旅費、赴任旅費（被扶養者）、面接に係る旅費、研究員募集広告	○当該委託研究に専従する者の場合 ・各研究機関の規程に準拠することとなります。 ・なお3. 雇用時の付帯費用を計上する場合、「人件費・謝金」ではなく、「適切な科目に計上をお願い致します（赴任旅費＝旅費、募集広告＝その他）」 ○他の業務と兼務する者の場合 ・1. および2. は、給与と同様、従事日数または時間等により適切に按分した上で計上ください。 ・3. は、計上できません。	直接経費で雇用する者の人件費として計上可能な項目は、下記のうち、いずれか。 1. 諸手当 ・扶養手当、時間外勤務手当、家賃補助、通勤手当、勤務地加算 2. 社会保険料等 ・健康保険、介護保険、厚生年金、企業年金、雇用保険、児童手当 当拠出金、労災保険 3. 雇用時の付帯費用 ・赴任旅費、赴任旅費（被扶養者）、面接に係る旅費、研究員募集広告	○当該委託研究に専従する者の場合 1. 諸手当は、扶養手当、住居手当等、健康保険の報酬月額算定に含まれるものを対象とします。（税金、見舞金、持ち株会奨励金等は認められません）。 2. 社会保険料等は、全て計上可能です。 3. 付帯費用は計上できますが、「人件費・謝金」ではなく、「適切な科目に計上をお願い致します（赴任旅費＝旅費、募集広告＝その他）」 ○他の業務と兼務する者の場合 ・1. および2. は、給与と同様、従事日数または時間等により適切に按分した上で計上ください。 ・3. は、計上できません。
3005	3005	③人件費・謝金	直接経費から人件費を措置している研究員が産前産後休暇（有給）を取得する予定であるが、当該期間の人件費を直接経費から支出することは可能であるか。	産前産後休暇（有給）について、通常発生し得る他の有給休暇と特段の区別は設けていません。 （質問番号3003参照）	直接経費から人件費を措置している研究員が産前産後休暇（有給）を取得する予定であるが、当該期間の人件費を直接経費から支出することは可能であるか。	産前産後休暇（有給）について、通常発生し得る他の有給休暇と特段の区別は設けていません。各研究機関の規程に沿って適切に対処されることを前提に支出可能です。

令和5年度 委託研究契約FAQ 主な改訂事項リスト

改訂日：令和5年7月1日

機関区分/質問番号		変更後	変更前
大学等	企業等	質問	回答
3006	3006	③人件費・謝金 一時的作業で謝金を支払う場合に、研究開発実施計画書記載の研究参加者である必要があるか。	直接経費により謝金として支払う場合（雇用関係がない場合）には、 <u>研究開発実施計画書（様式C-2）へ研究協力者として登録が必要となります。</u> 一時的作業で謝金を支払う場合に、研究開発実施計画書記載の研究参加者である必要があるか。
3012	3008	③人件費・謝金 当機関では新型コロナウイルス感染症等の状況に関係なく、勤務形態のひとつとして在宅勤務制度が存在している。この場合、当機関の規程に基づく人件費として、委託研究費への計上が可能か。	研究機関において在宅勤務が制度化されている場合で、対象者が当該委託研究費による人件費の計上対象であるときは、直接経費への計上が可能です。 各研究機関の規程に準拠した雇用契約にかかわる諸条件に基づく支出の委託研究費における取扱いはいずれも同様です。
-	3009	③人件費・謝金 雇用契約ではない取締役などの人件費を直接経費として計上可能か。	まずは、事前に防災科研担当者にご相談ください。研究開発実施計画書に研究参加者として登録されれば、計上可能です。なお、雇用関係にある者と同様に、勤務時間を適切に管理する体制を事前に整備した上で、実労働時間に基づいて按分計上してください。
4005	4005	④その他経費 リース料、保守料、雑誌年間購読料、ソフトウェアライセンスについて ①複数年度にまたがる契約を行うことは可能か。 ②複数年度分の費用を一括して前納した場合に、その全額を直接経費から支出することは可能か。	①委託研究契約の契約期間の範囲内において複数年度契約を行うことは可能です。（研究機関の責任において、契約期間を超える複数年度契約を行うことも妨げません。） ②複数年度分の費用を一括して前納した場合でも、原則として、直接経費として計上できるのは、当該事業年度の既経過期間部分のみです。翌事業年度以降は、委託研究契約が継続・更改される場合に限り、既経過期間部分の費用を計上（前払い費用の振替処理）することが可能です。 なお、ソフトウェアライセンスや一定期間定額でダウンロードが可能な電子書籍については、以下の要件を満たす場合に、当該事業年度の直接経費で全額を計上することができます。 ・当該事業年度に使用する目的で調達したものであること。 ・当該事業年度内に納品・検収まで完了していること。 ・履行開始日が当該事業年度であること。 ・購入後にキャンセル（返品・返金）ができないものであること。 ・利用期間が研究開発実施計画書記載の研究期間の範囲内であること。（原則、研究期間終了以降のライセンス期間分の費用の計上は認められません） リース料、保守料、雑誌年間購読料、ソフトウェアライセンスについて ①複数年度にまたがる契約を行うことは可能か。 ②複数年度分の費用を一括して前納した場合に、その全額を直接経費から支出することは可能か。
4017	4017	④その他経費 委託研究に関連した研究会を主催する場合、会場内への託児施設設置に係る費用を直接経費から支出してよいか。 また、土日開催や宿泊を要する学会・研究会等に参加するに当たって、（日常的に必要な託児料以外で）臨時的に必要な託児料（休日保育や夜間保育に係る費用）を直接経費から支出することは可能であるか。	委託研究に関連した研究会を主催する場合、会場内への託児施設設置に係る費用を直接経費から支出することが認められます。 また、「託児費用」も研究課題の研究遂行上必要であるなら支出対象から除外されるものではありません。 ただし、休日における学会参加等の臨時的な場合と異なり、日常的に必要な託児料については、社会通念上、給与や児童手当等により支弁することが適当と考えられます。託児費用への支出に当たっては、そうした点に留意の上、研究遂行上の必要性について、研究機関として説明責任を果たせるよう、適切に対応することが求められます。
4020	4020	④その他経費 研究開発責任者は、当事業年度末で定年退職予定であり、翌事業年度以降は当該研究機関のリサーチアドバイザーとして委嘱契約を締結することで委託研究は継続可能となるが、雇用関係が無くするため、研究機関の規定により、予算執行権限を失い、調達の要求等ができなくなる。 そのため、研究開発責任者を交代させることは認められるか。	委託研究は研究開発責任者の研究機想を採択したものであり、交代は原則認められません。 退職等により研究開発責任者の交代が必要となった場合、その旨を必ず事前に防災科研へ連絡してください。 なお、上記に関わらず、制度等により、研究開発責任者の交代が認められる場合があります。
5001	5001	⑤間接経費 プリンタのトナーや文具類、事務什器等の環境整備費用は直接経費で支出できるか。	当該事務機器や消耗品が他の業務と共用で使用されるのであれば、直接経費からの支出は出来ません。但し、当該委託研究に直接的に必要であり、研究実施現場において委託研究のために専ら使用するものであれば、汎用的な事務機器や消耗品であっても、直接経費から支出することが可能です。研究機関の責任において適切に判断の上、支出してください。

令和5年度 委託研究契約FAQ 主な改訂事項リスト

改訂日：令和5年7月1日

機関区分/質問番号		変更後	変更前
大学等	企業等	質問	回答
6009	6009	<p>⑥知的財産権関係</p> <p>国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類の「【代理人】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「〇〇年度、国立研究開発法人防災科学技術研究所、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマート防災ネットワークの構築」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」と記載してください」との説明が事務処理説明書にあるが、「〇〇年度」にはいつの年度を記載すればよいのか。</p>	<p>国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類の「【代理人】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「〇〇年度、国立研究開発法人防災科学技術研究所、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」と記載してください」との説明が事務処理説明書にあるが、「〇〇年度」にはいつの年度を記載すればよいのか。</p>
7008	7007	<p>⑦決算報告・収支簿</p> <p>知財様式1に基づく通知は複数の知的財産権について1枚にまとめて行うことはできるか。</p>	<p>(新設)</p> <p>以下の条件を全て満たす場合に、複数の知的財産権を1枚にまとめて通知することが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. 本通知に係る委託研究の概要」が同一であること ・「2. 対象となる知的財産権について」において、「通知内容」、「知的財産権の種類」、「権利者名（出願人）」が同一であること ・「3. 本通知に係る特許関連経費を直接経費から支出した。」において、「はい」・「いいえ」に該当する特許が混在していないこと <p>なお、複数の知的財産権を1枚にまとめて通知する場合には、項目間の対応関係（例：発明等の名称と出願番号等）が明確になるように記載してください。</p>
7009	7008	<p>⑦決算報告・収支簿</p> <p>知財様式2に基づく通知は複数の知的財産権について1枚にまとめて行うことはできるか。</p>	<p>(新設)</p> <p>以下の条件を全て満たす場合に、複数の知的財産権を1枚にまとめて通知することが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. 本通知に係る委託研究の概要」が同一であること ・「2. 対象となる知的財産権について」において、「知的財産権の種類」が同一であること <p>なお、複数の知的財産権を1枚にまとめて通知する場合には、項目間の対応関係（例：発明等の名称と出願番号等）が明確になるように記載してください。</p>
7010	7009	<p>⑦決算報告・収支簿</p> <p>知財様式3に基づく申請は複数の知的財産権について1枚にまとめて行うことはできるか。</p>	<p>(新設)</p> <p>以下の条件を全て満たす場合に、複数の知的財産権を1枚にまとめて申請することが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. 本通知に係る委託研究の概要」が同一であること ・「2. 対象となる知的財産権について」において、「知的財産権の種類」、「移転先の名称および住所」、「移転の理由」が同一であること <p>なお、複数の知的財産権を1枚にまとめて申請する場合には、項目間の対応関係（例：発明等の名称と出願番号等）が明確になるように記載してください。</p>
7011	7010	<p>⑦決算報告・収支簿</p> <p>知財様式4に基づく申請は複数の知的財産権について1枚にまとめて行うことはできるか。</p>	<p>(新設)</p> <p>以下の条件を全て満たす場合に、複数の知的財産権を1枚にまとめて申請することが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. 本通知に係る委託研究の概要」が同一であること ・「2. 対象となる知的財産権について」において、「申請内容」、「知的財産権の種類」、「専用來権等の設定を受けた者・移転先の名称および住所」、「設定・移転の理由」が同一であること <p>なお、複数の知的財産権を1枚にまとめて申請する場合には、項目間の対応関係（例：発明等の名称と出願番号等）が明確になるように記載してください。</p>
7003	7003	<p>⑦決算報告・収支簿</p> <p>試作品やソフトウェア製作は、どの予算費目で仕訳すべきか。</p>	<p>試作品は「物品費」に計上を行ってください。また、ソフトウェアについては、既製品の場合は「物品費」、外注品の場合は「その他」に計上してください。なお、研究開発要素を含む外注（再委託）は原則として認められませんので、ご注意ください。</p>
		<p>試作品やソフトウェア製作は、どの予算費目で仕訳すべきか。</p>	<p>試作品は「物品費」に計上してください。また、ソフトウェアについては既製品以外の製作（カスタマイズ含む）を外注する場合は製作役務として「その他」に計上してください。なお、研究開発要素を含む外注（再委託）は原則として認められませんので、ご注意ください。</p>

令和5年度 委託研究契約FAQ 主な改訂事項リスト

改訂日：令和5年7月1日

機関区分/質問番号		変更後	変更前
大学等	企業等	質問	回答
7004	7004	①決算報告・収支簿 市販のデジタルデータ（コンテンツ）の購入費用およびソフトウェアのライセンス使用料は、どの予算費目とすべきか。	市販のデジタルデータ（コンテンツ）の購入費用およびソフトウェアのライセンス使用料に係る予算費目は「その他」としてください。
8003	8003	③その他 消費税相当額とは何か。	委託契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託契約額の総額が消費税の課税対象となります。一方で、支出額に人件費・外国旅費等の不課税取引等が含まれる場合には未払消費税が発生することになりますので、 <u>これらの不課税取引等に係る10%を消費税相当額として直接経費（その他）で計上し、研究機関に留保しておくことが可能です。</u>
8006	8006	③その他 委託研究契約の発効日（研究開始日）以降で、かつ、防災科研から委託研究費が振り込まれるまでの間に発生する研究費を支出してよいか。	発効日（研究開始日）以降に発生する当該事業年度分の研究費につきましては、 <u>PDが承認した研究開発実施計画に基づく経費であれば、研究機関にて経費を立替えの上、支出することが可能です。</u> 研究活動を進める上で必要な研究員の人件費、旅費、研究機器や消耗品などの経費を支出することができます。 なお、大型の研究設備・機器の購入や研究員の新規雇用の場合など、上記の研究開発実施計画に基づく経費の執行について、念のため確認したい場合は、研究担当者あるいは防災科研担当者までお問合せください。
8012	8011	③その他 物品購入時等に係る納入遅延金が発生した場合、どうすればよいか。 また、納入遅延金以外の収入が発生した場合、どうすればよいか。	物品購入時等に係る納入遅延金が発生した場合について、委託研究に使用することを前提として、防災科研への返還を不要とします。その場合、経理様式1「委託研究実績報告書（兼）収支決算報告書」及び経理様式2「収支簿」への記載は不要としますが、防災科研までご連絡をお願いします。 ただし、当該納入遅延金を委託研究に使用しない場合は、防災科研に返還していただく必要があります。 その場合、経理様式1「委託研究実績報告書（兼）収支決算報告書」備考欄に、事由と返還額を記載の上、当該収入額が分かる補足資料と併せて防災科研へ提出をお願いします。 なお、納入遅延金以外の収入が発生した場合、その取扱いについて個別に判断しますので、まずは防災科研担当者までご相談ください。
8013	8012	③その他 発注から納品まで相当の期間を要する研究設備があるので、委託研究契約締結前に入札公告等の調達準備を行ってよいか。	何らかの事由により防災科研との契約締結等ができなくなる可能性があることを理解の上、もし契約締結前に調達準備行為を行う必要がある場合は、研究開発実施計画（PD承認）に基づくことを前提として、研究機関の責任において適切に実施してください。可能であれば、入札広告等において、当該調達資金配分機関と契約締結する前の調達準備行為であること等を明記されることが望ましいと考えます。
8014	8013	③その他 防災科研からの委託研究費の受入（収入）時の会計処理はどのようにしたらよいか。	必要に応じて税理士等の専門家に相談の上、研究機関の責任において会計処理してください。
8015	-	③その他 当法人は「大学等」に区分される公益法人等だが、当法人自身（自社）から調達を行うことは可能か。	貴法人自身（自社）から調達を行うことは可能ですが、この場合、利益排除等を行ってください。詳細は委託研究契約事務処理説明書（企業等用）に記載の「Ⅲ、3.6.8 100%子会社等または自社から調達を行う場合の利益排除」に準拠することといたします。

※上記の他、文意に大幅な変更のない修正やURLの更新等があります。